

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年8月1日（令和6年（行情）諮問第871号ないし同第874号）

答申日：令和8年3月25日（令和7年度（行情）諮問第1058号ないし同第1061号）

事件名：「航空安全情報」の一部開示決定に関する件  
「航空安全情報」の一部開示決定に関する件  
「航空安全情報」の一部開示決定に関する件  
「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」を併せて「本件対象文書1」といい、「文書3」及び「文書4」を併せて「本件対象文書2」といい、「文書5」及び「文書6」を併せて「本件対象文書3」といい、「文書7」及び「文書8」を併せて「本件対象文書4」といい、「本件対象文書1」ないし「本件対象文書4」を併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月7日付け防官文第3710号、令和元年9月13日付け同第7141号、同年5月7日付け同第49号、同年11月7日付け同第9721号、同年7月2日付け同第3577号、令和2年1月23日付け同第798号、令和元年8月29日付け同第6431号及び令和2年3月6日付け同第3234号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分8」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1に係るもの。諮問第871号）

アないしエ（略）

(2) 審査請求書2（原処分2に係るもの。諮問第871号）

アないしエ (略)

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(3) 審査請求書3 (原処分3に係るもの。諮問第872号)

アないしエ (略)

(4) 審査請求書4 (原処分4に係るもの。諮問第872号)

アないしエ (略)

オ 上記(2)オと同旨。

カ (略)

(5) 審査請求書5 (原処分5に係るもの。諮問第873号)

アないしエ (略)

(6) 審査請求書6 (原処分6に係るもの。諮問第873号)

アないしエ (略)

オ 上記(2)オと同旨。

カ (略)

(7) 審査請求書7 (原処分7に係るもの。諮問第874号)

アないしオ (略)

(8) 審査請求書8 (原処分8に係るもの。諮問第874号)

アないしエ (略)

オ 上記(2)オと同旨。

カ (略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分1及び原処分2について (諮問第871号)

##### (1) 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2018年11～12月号。」(以下「本件請求文書1」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の1に掲げる文書1及び文書2(本件対象文書1)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月7日付け防官文第3710号により、本件対象文書1のうち、文書1の1枚目及び2枚目並びに文書2の1枚目及び2枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和元年9月13日付け同第7141号により、本件対象文書1のうち、別紙の1に掲げる文書1(1枚目及び2枚目を除く。)及び文書2(1枚目及び2枚目を除く。)について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1及び原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年3か月及び約4年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1の番号1ないし番号10のとおりであり、本件対象文書1のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア ないしエ (略)

オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 原処分3及び原処分4について（諮問第872号）

(1) 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2019年1～2月号。\*目次箇所を先に開示戴ければ、2回目の開示決定までに必要な記事のみ請求を絞ります。」（以下「本件請求文書2」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書3及び文書4（本件対象文書2）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年5月7日付け防官文第49号により、本件対象文書2のうち、別紙の2に掲げる文書3の1枚目及び2枚目並びに文書4の1枚目及び2枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、同年11月7日付け同第9721号により、本件対象文書2のうち、別紙の2に掲げる文書3（1枚目及び2枚目を除く。）及び文書4（1枚目及び2枚目を除く。）について、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3及び原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年及び約4年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1の番号11ないし番号17のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

本件審査請求を受け、本件対象文書2の同条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については同条3号に該当せず、開示することとするが、そのほかの部分については、原処分4のとおり同条1号、3号及び5号に該当するため不開示を維持する。

(3) 審査請求人の主張について

ア ないしウ (略)

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、上記(2)のとおり、本件対象文書2の法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分のうち一部を開示することとするが、そのほかの部分については、同条1号、3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものである。

オ (略)

カ 以上のことから、上記(2)及び上記エのとおり不開示とした部分の一部を開示することとするが、審査請求人のその他の主張にはいずれも理由がなく、原処分3及び原処分4を維持することが妥当である。

3 原処分5及び原処分6について(諮問第873号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2019年3～4月号。」(以下「本件請求文書3」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の3に掲げる文書5及び文書6(本件対象文書3)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年7月2日付け防官文第3577号により、本件対象文書3のうち、文書5の1枚目及び2枚目並びに文書6の1枚目及び2枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処

分5)を行った後、令和2年1月23日付け同第798号により、本件対象文書3のうち、文書5(1枚目及び2枚目を除く。)及び文書6(1枚目及び2枚目を除く。)について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分6)を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分5及び原処分6に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年11か月及び約4年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### (2) 法5条該当性について

原処分6において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1の番号18ないし番号23のとおりであり、本件対象文書3のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

#### (3) 審査請求人の主張について

ア ないしウ (略)

エ 上記1(3)オと同旨(ただし、「原処分2」は「原処分6」と、「本件対象文書1」は「本件対象文書3」と読み替える。)

オ (略)

カ 上記1(3)カと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分5及び原処分6」と読み替える。)

### 4 原処分7及び原処分8について(諮問第874号)

#### (1) 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2019年5～6月号。」(以下「本件請求文書4」といい、「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」と併せて「本件請求文書」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の4に掲げる文書7及び文書8(本件対象文書4)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年8月29日付け防官文第6431号により、本件対象文書4のうち、文書7の1枚目及び2枚目並びに文書8の1枚目及び2枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分7)を行った後、令和2年3月6日付け同第3234号により、本件対象文書4のうち、別紙の4に掲げる文書7(1枚目及び2枚目を除く。)及び文書8(1枚目及び2枚目を除く。)について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分8)を行った。

本件審査請求は、原処分7及び原処分8に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分7及び原処分8に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年9か月及び約4年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分8において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1の番号24ないし番号38のとおりであり、本件対象文書4のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア ないしエ (略)

オ 上記1(3)オと同旨(ただし、「原処分2」は「原処分8」と、「本件対象文書1」は「本件対象文書4」と読み替える。)

カ (略)

キ 上記1(3)カと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分7及び原処分8」と読み替える。)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年8月1日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第871号ないし同第874号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同年9月9日 審議(同上)
- ④ 令和8年3月18日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議(同上)

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分は開示するが、その余(以下「不開示維持部分」という。)の原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性等について検討する。

なお、各諮問において、諮問庁は全部開示した原処分1、原処分3、原

処分5及び原処分7に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

## 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

### (1) 自衛隊員及び民間人等の写真の顔部分について

下記の(2)ないし(7)に掲げる部分以外の不開示部分には、自衛隊員、隊員家族及び民間人等の写真の顔部分が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人等についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることは妥当である。

### (2) 隊員の情報について

別表1の番号2、番号11、番号15、番号18及び番号22に掲げる不開示部分の一部（それぞれ写真の顔部分を除く。）並びに番号32ないし番号34に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の入隊時期、着任時期、在任期間等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすることは妥当である。

### (3) 自衛隊の行動、運用、組織等に関する情報について

別表1の番号1、番号5ないし番号7、番号8の29ページの一部、番号9、番号12、番号16、番号19、番号25ないし番号27、番号29及び番号30に掲げる不開示維持部分には、自衛隊の行動、運用、組織等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力、練度及び態勢が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(4) 自衛隊の装備品等に関する情報について

別表1の番号10、番号13、番号17、番号21、番号23及び番号35ないし番号37に掲げる不開示部分には、自衛隊の装備品等の機能及び性能に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、装備品の能力が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(5) 米軍との協力等に関する情報について

別表1の番号20及び番号28に掲げる不開示部分には、自衛隊による米軍施設の使用に関する情報及び自衛隊と米陸軍との協力に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊と米軍との連携要領等が推察され、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(6) 他国に関する情報について

別表1の番号8（29ページの一部を除く。）及び番号38に掲げる不開示部分の一部には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれ、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(7) 国の機関等の審議、検討又は協議に関する情報について

ア 別表の番号14に掲げる不開示部分について、当審査会事務局職員

をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明した。

当該不開示部分には、特定飛行場における航空機の安全運航のため、戦術航法装置（タカン）を用いた飛行方式設定の設置検討に関する情報が記載されているところ、当該不開示部分は、検討段階の数値や条件を含む内部資料であり、確定した基準や運用内容を示すものではない。

当該タカンは、原処分時点で整備前であり、これを公にした場合、当該記載内容が決定されたものと誤解されるおそれがあり、また、既に飛行方式が設定され、特定飛行場における航空機運航上の改善が図られたとの誤解を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明の記載であることが認められる。そうすると、当該部分を公にすることにより、政府部内の検討段階の未成熟な考えが明らかとなり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約5年3か月、約4年9か月、約5年、約4年8か月、約5年11か月、約4年5か月、約4年9か月及び約4年3か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

### 5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、3号及び5号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 本件対象文書

- 1 本件対象文書1（令和6年（行情）諮問第871号）  
文書1 航空安全情報 平成30年11月号 No.546  
文書2 航空安全情報 平成30年12月号 No.547
  
- 2 本件対象文書2（令和6年（行情）諮問第872号）  
文書3 航空安全情報 平成31年1月号 No.547  
文書4 航空安全情報 平成31年2月号 No.549
  
- 3 本件対象文書3（令和6年（行情）諮問第873号）  
文書5 航空安全情報 平成31年3月号 No.550  
文書6 航空安全情報 平成31年4月号 No.551
  
- 4 本件対象文書4（令和6年（行情）諮問第874号）  
文書7 航空安全情報 令和元年5月号 No.552  
文書8 航空安全情報 令和元年6月号 No.553

別表 1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 ページ、2 ページ、57 ページ及び 60 ページのそれぞれ一部	自衛隊の行動、運用等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 1	4 ページ、8 ページ、14 ページ、20 ページ、21 ページ、48 ページ、62 ページ、64 ページ、66 ページ、67 ページ、69 ページないし 77 ページ、81 ページ及び裏表紙のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3	文書 2	2 ページ、9 ページ、42 ページ、56 ページないし 59 ページ、65 ページ、71 ページ及び裏表紙のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
4	文書 2	8 ページ、63 ページ及び 64 ページのそれぞれ写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
5	文書 2	7 ページ、15 ページ、62 ページ及び 66 ページのそれぞれ一部	自衛隊の行動、運用、訓練等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法
6	文書 2	8 ページ「図：天候急変時の管制員の対応」の全部	
7	文書 2	63 ページ及び 64 ページのそれぞれ一部 (写真の顔部分を除く。)	

			5条3号に該当するため不開示とした。
8	文書2	28ページ及び29ページのそれぞれ一部	自衛隊と米軍の共同訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
9	文書2	40ページの一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書2	51ページの一部	自衛隊の装備品の構造に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11	文書3	4ページ、8ページ、20ページ、23ページ、32ページ、51ページないし	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはで

		57ページ、60ページ、67ページ及び72枚目のそれぞれの一部	きないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
12	文書3	18ページ、23ページ、44ページ、47ページ、61ページ、62ページ及び66ページのそれぞれ一部	自衛隊の行動・運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
13	文書3	24ページ及び25ページそれぞれの一部	自衛隊の装備品等の機能、性能に係る情報であり、これを公にすることにより、装備品の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
14	文書3	62ページの一部	国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、当該情報を開示することにより、不当に国民の間に混乱が生じるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
15	文書4	8ページ、13ページ、23ページ、38ページないし41ページ、52ページ、53ページ及び58枚目のそれぞれの一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を

			害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
16	文書4	12ページ、20ページ、21ページ、44ページないし48ページのそれぞれ一部	自衛隊の行動・運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
17	文書4	14ページ、17ページ及び20ページのそれぞれ一部	自衛隊の装備品等の機能、性能に係る情報であり、これを公にすることにより、装備品の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
18	文書5	2枚目、5枚目、36枚目、40枚目、42枚目（「1 はじめに」）、46枚目、51枚目、62枚目ないし65枚目及び70枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
19	文書5	15枚目、17枚目ないし19枚目、21枚目、42枚目（「1 はじめに」を除く。）ないし44枚目、50枚目及び53枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び行動に関する情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国

			の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
20	文書5	37枚目及び38枚目のそれぞれ一部	自衛隊による米軍施設の使用に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊と米軍との連携要領等が推察され、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
21	文書5	34枚目、41枚目、46枚目、48枚目及び49枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品等の機能及び性能に係る情報であって、これを公にすることにより、装備品の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
22	文書6	2枚目、5枚目、8枚目、9枚目、12枚目、19枚目（「1 はじめに」）、22枚目、25枚目、28枚目、34枚目ないし38枚目、40枚目、41枚目、43枚目、50枚目及び51枚目のそれぞれ一部並びに42枚目上段の投稿文の一部、投稿の写真の顔部分及び下段の投稿の写真の顔部分	個人に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
23	文書6	19枚目の「2 通信班の状況について」の一部及び42枚目の下段の投稿文の	自衛隊の装備品等の機能及び性能に係る情報であって、これを公にすることにより、装

		一部	備品の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
24	文書7	2枚目、41枚目ないし47枚目、49枚目ないし51枚目、55枚目ないし57枚目及び62枚目のそれぞれ写真の顔部分	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
25	文書7	15枚目、18枚目、20枚目、26枚目、27枚目、29枚目及び49枚目のそれぞれ本文の一部	自衛隊の運用及び行動に関する情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
26	文書7	15枚目の図の一部	
27	文書7	16枚目の写真の説明の一部	
28	文書7	17枚目の写真の一部	自衛隊と米陸軍との協力に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊と米陸軍との連携要領等が推察され、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
29	文書8	2枚目、29枚目及び46枚目ないし48枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び行動に関する情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛
30	文書8	34枚目の本文の6行目、	

		7行目、13行目及び14行目のそれぞれ一部	隊の任務の効率的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした
31	文書8	3枚目、5枚目、8枚目、15枚目、23枚目、58枚目ないし60枚目、68枚目、69枚目及び74枚目のそれぞれ写真の顔部分	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示した。
32	文書8	21枚目、24枚目及び27枚目のそれぞれ一部	
33	文書8	34枚目の本文の2行目の一部	
34	文書8	31枚目及び53枚目の「1はじめに」の一部	
35	文書8	19枚目の写真の一部	自衛隊の装備品等の機能及び性能に関する情報であって、これを公にすることにより、装備品の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
36	文書8	53枚目及び54枚目の「2広域撮影情報管理装置の概要」の一部	
37	文書8	63枚目の一部	
38	文書8	31枚目の「2継続することの力」の一部	他国に関する情報であって、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(注)

※文書5及び文書6の枚数の表記は、令和元年7月2日付け防官文第3577号（原処分5）で決定した1枚目及び2枚目を除いて記載している。

※文書7及び文書8の枚数の表記は、令和元年8月29日付け防官文第6431号（原処分7）で決定した1枚目及び2枚目を除いて記載している。

別表 2 (諮問庁が開示すべきとする部分)

開示すべきとする 文書	開示すべきとする部分
文書 4	4 5 ページの下から 4 行目の 8 文字目ないし 1 3 文字目 までの不開示部分
	4 6 ページ及び 4 7 ページの不開示部分